

## いの町立訪問看護ステーション

いの町立訪問看護ステーションでは、看護師によるケアだけではなく、専門的リハビリテーション（以下、リハビリ）を受けることが可能です。医療保険、介護保険のいずれかの制度を利用し、主治医が必要性を認め、訪問看護指示書でリハビリの指示を出してもらう必要があります。

現在、当ステーションにはリハビリ専門職の理学療法士が2名在籍しており、全身状態の確認や病状・健康管理以外にも次のようなリハビリを実施しています。

### 訪問看護でのリハビリ内容

- 身体機能の訓練：関節可動域訓練、筋力増強訓練、バランス訓練など
- 日常生活動作訓練：トイシ、入浴、整容、更衣、食事、歩行動作訓練など
- 介護予防：低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど
- 住宅改修：身体状態に合わせた住宅改修に関する助言など
- 補助器具などの使用に関する助言：補助器具などの選定、使用方法の指導など
- 家族、介護者への介護方法の助言：日常生活動作の介助方法など



※他の内容でも、ご利用される方に合わせてリハビリを実施します。

身体機能が低下している方や自宅での日常生活動作などに対して不安がある方など、リハビリを自宅で受けたいと思われた際には一度ご相談ください。

■問い合わせ：いの町立訪問看護ステーション ☎ 893-0220 月～金 8:30～17:15

## 無料歯科健診のご案内



歯周病は、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患です。40歳代の約4割が歯周病といわれるなど成人期において未だに有病者率が高く、また、糖尿病や心血管疾患、骨粗鬆症、誤嚥性肺炎などさまざまな全身疾患に影響することが明らかになっています。

いの町では、早期に歯周疾患を発見し治療に繋げ、生涯にわたって歯・口腔の健康を保ってもらうため歯科健診を実施しています。ご自身の口腔内の健康状態を知るいい機会になりますので、ぜひ受診してください。

◇対象者：右記の生年月日に該当する方

40歳相当の方（昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生）

50歳相当の方（昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生）

60歳相当の方（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生）

70歳相当の方（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生）

◇健診実施期間：令和元年5月1日～令和2年3月20日（金）

◇自己負担額：なし

### ◇受診方法

- ・まず、ほけん福祉課にお申し込みください。受診票を発行します。
- ・受診したい歯科医院へ電話予約をしてから健診を受けてください。県内の契約歯科医院で受診できます。
- ・受診の際は、身分証明書・受診票を持参してください。

■申込・問い合わせ ほけん福祉課 ☎ 088-893-3811

## かりや司法書士事務所



司法書士 刈谷 裕治

いの町1700番地19-2F

TEL (088) 881-2919

定休日 土曜・日曜・祝日

事前予約により無料相談受付中

相続・公正証書遺言・不動産売買による登記・会社登記

(いの町役場前)

有料広告

